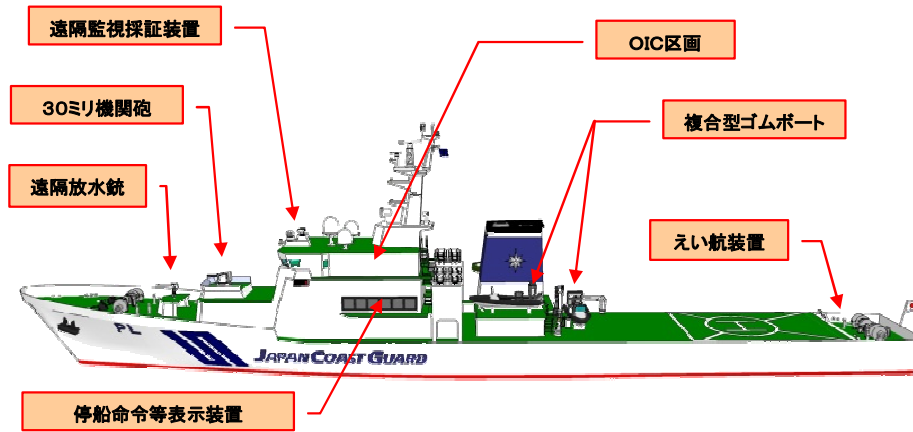


巡視船艇整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	大型巡視船(PL型)6隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	山崎 壽久		
事業内容	大型巡視船(PL型)6隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	平成25年度	完了	平成28年度	
総事業費(億円)	約364億円				
運用開始年度	平成28年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役				
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>①PL型巡視船整備の必要性 (1)海難救助や海上犯罪の取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的業務であるが、大型巡視船(PL型)(以下「PL型巡視船」という。)は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持つことから、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の海上保安業務全般を担う主力船型であり、これら能力を有するPL型巡視船の整備を進めていく必要がある。</p> <p>(2)平成24年9月11日、海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降の、我が国の領海警備に関する情勢変化に鑑み、領海警備、海洋権益の保全等に的確に対応するため速力、長期行動能力、監視探証能力、制圧能力等の能力を有した巡視船を整備する必要がある。</p> <p>(3)国土強靱化、防災・減災への取組みとして、緊急時対応のための巡視船の整備を着実に推進する必要がある。</p> <p>②PL型巡視船整備の緊急性 (1)中国公船の増強計画により、中国公船が倍増する可能性があり、尖閣海域での徘徊隻数も増加し、更に情勢が緊迫化する恐れがある。このため、状況に応じては巡視船を応援派遣する必要があることから、的確に対応できる能力を有した巡視船を直ちに整備することが急務である。</p> <p>(2)現有のPL型巡視船6隻はいずれも、新規建造船が就役を迎える平成28年度末までに、船齢が25～35年以上を迎える老朽船となる。なお、現時においても既に船底破口や主機関の故障等が頻発しており、業務ニーズに的確に対応できないのみならず、乗組員の安全が脅かされる危機的な状況となっている。</p> <p>(3)また、老朽巡視船を継続使用した場合、基幹装備品の故障や荒天下航行中の船体損傷等重大事故の懸念が増大し、迅速な現場進出能力や追跡・捕捉能力等本来の巡視船の任務を全うすることができない。さらに、不具合発生に伴う長期間の臨時修理により業務対応はおろか、現有の海上保安体制を維持することすら困難になる。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業でPL型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、速力性能等の船体性能を得ることが出来る。 船体の大型化、高い速力確保のための船型・主機関出力</p> <p>② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。 遠隔監視探証装置</p> <p>③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。 30ミリ機関砲、遠隔放水銃、複合型ゴムポート</p> <p>④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。 停船命令等表示装置</p> <p>⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。 OIC区画</p> <p>⑥ 大型船が曳航可能な能力等を得ることが出来る。 えい航装置等</p>				
(3)主たる効果の抽出	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。				
事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等)	船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				

【大型巡視船(PL型)】



【大型巡視船 (P L 型) の老朽化状況】

